

## 『しがぎん』ダイレクト利用規定 新旧対照表

SecureStarter アプリのサービス終了に伴い、『しがぎん』ダイレクト利用規定の改定を実施します。

なお、改定後の規定は、2023年3月20日より適用いたします。

現行	改正後
<p>9. ペイジー(税金・各種料金支払)サービス (1) (略) (2) ペイジー(税金・各種料金支払)支払上限金額 1日に依頼できるペイジー(税金・各種料金支払)の上限金額を利用者が設定することはできません。 <b>(追加)</b> (3)～(10) (略)</p>	<p>9. ペイジー(税金・各種料金支払)サービス (1) (略) (2) ペイジー(税金・各種料金支払)支払上限金額 1日に依頼できるペイジー(税金・各種料金支払)の上限金額を利用者が設定することはできません。 1日に依頼できるペイジー(税金・各種料金支払)の上限金額は、それぞれ当行所定の限度額(以下「最高限度額」といいます。)以内とします。ただし、当行はこの最高限度額を、1ヵ月以上の余裕をもって変更内容を当行本支店の店頭およびホームページに掲示することにより変更することができるものとします。この場合、当行が指定した変更日(変更内容掲示日から1ヵ月以上経過した日)以降は、変更後の内容に従い取扱うものとします。ただし、やむを得ない事情があると客観的に認められる場合ならびにお客さまの不利益とならないと一般に認められる場合には、上記余裕期間を適当なものに短縮できるものとします。 (3)～(10) (略)</p>
<p>20. Secure Starter アプリ (1) サービスの内容 ワンタイムパスワード認証サービスとは、本サービスのインターネットバンキングの利用に際し、スマートフォン専用アプリ「Secure Starter」(以下「Secure Starter」といいます)のトークン(パスワード生成機)により生成・表示され、60秒ごとに変化する可変的なパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)を、第2条第2項②インターネットバンキングの「確認用暗証番号」に代えて用いることにより、お客さまの本人確認を行うサービスをいいます。 (2) サービス利用者 ワンタイムパスワード認証サービス(「SecureStarter」ソフトトークン)の利用者は『しがぎん』ダイレクトの会員とします。 (3) 利用方法 ①当行は、インターネットバンキングでお客さまの「ソフトトークン利用申込」依頼を受け、トークンの発行手続きをいたしますので、お客さまはスマートフォンに「Secure Starter」をダウンロードし、インターネットバンキングより「ソフトトークン利用申込」を行なってください。 ②当行は、お客さまが入力し送信した「確認用暗証番号」と、当行が保有している「確認用暗証番号」が一致した場合は、お客さまからの「ソフトトークン利用申込」の依頼とみなし、この依頼が完了した後、「ワンタイムパスワード」をお客さまの取引確認の手續に利用します。 ③ワンタイムパスワード利用開始後は、インターネットバンキングの当行所定の取引において、第2条第2項②インターネットバンキングの確認用暗証番号入力手續に替えて「ワンタイムパスワード」を当行所定の方法により入力してください。当行が受信し、認識した「ワンタイムパスワード」と、当行が保有している「ワンタイムパスワード」と一致した場合は、当行はお客さまからの取引の依頼とみなします。</p>	<p>(削除)</p>

現行	改正後
<p>④トークンとして利用しているスマートフォンの機種変更等でワンタイムパスワードの利用ができなくなる場合は、インターネットバンキングで「ソフトトークン解約」によりソフトトークンの解約を行ってください。この依頼が完了した後、お客さまの取引確認の手續に「ワンタイムパスワード」の入力が不要となります。</p> <p>(4)ワンタイムパスワードの管理</p> <p>①ワンタイムパスワードはお客さま自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者には絶対に教えないでください。また、トークンとして利用しているスマートフォン等を盗難や紛失された場合には、直ちに『しがぎん』ダイレクトヘルプデスクへ届出てください。この届出を受付けた時は、当行は本サービスの取扱を中止します。この届出以前に生じた事故・損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客さまの負担とします。</p> <p>②お客さまがワンタイムパスワードを、複数回にわたり連続して誤入力された場合は、当行は本サービスの取扱を停止します。お客さまが利用の再開を希望される場合は、当行所定の方法により届出てください。</p> <p>(5)トークンの有効期限</p> <p>トークンの有効期限は、当行が定める期限までとします。有効期限が近づいた場合、当行所定の方法で通知しますので、有効期限更新を行ってください。</p>	
<p>21. ワンタイムパスワードアプリ (1)～(10) (略)</p>	<p>20. ワンタイムパスワードアプリ (1)～(10) (略)</p>
<p>22. 本サービスによる預金等の不正な払戻し被害補償 (1)～(5) (略)</p>	<p>21. 本サービスによる預金等の不正な払戻し被害補償 (1)～(5) (略)</p>
<p>23. 解約等 (1)～(4) (略)</p>	<p>22. 解約等 (1)～(4) (略)</p>
<p>24. 規定の準用</p> <p>この規定に定めのない事項については、各種預金規定、総合口座取引規定、当座貸越約定書、振込規定、投資信託受益権振替決済口座管理規定、しがぎん投資信託特定口座および特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規定、自動けいぞく(累積)投資約款および『しがぎん』投信積立規定等当行の規定およびローン契約書により取扱います。なお、各規定は必要に応じて当行本支店の窓口もしくは『しがぎん』ハローサポートへご請求ください。</p>	<p>23. 規定の準用</p> <p>この規定に定めのない事項については、各種預金規定、総合口座取引規定、当座貸越約定書、振込規定、投資信託受益権振替決済口座管理規定、しがぎん投資信託特定口座および特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規定、自動けいぞく(累積)投資約款および『しがぎん』投信積立規定等当行の規定およびローン契約書により取扱います。なお、各規定は必要に応じて当行本支店の窓口もしくは『しがぎん』ハローサポートへご請求ください。</p>
<p>25. 契約期間 (略)</p>	<p>24. 契約期間 (略)</p>
<p>26. 規定の変更 (1)～(2) (略)</p>	<p>25. 規定の変更 (1)～(2) (略)</p>
<p>27. 譲渡質入れの禁止 当行の承諾なしに本サービスに基づくお客さまの権利および預金等の譲渡・質入れ契約上の地位の移転ならびに会員カードの第三者への貸与等はできません。</p>	<p>26. 譲渡質入れの禁止 当行の承諾なしに本サービスに基づくお客さまの権利および預金等の譲渡・質入れ契約上の地位の移転ならびに会員カードの第三者への貸与等はできません。</p>
<p>28. 合意管轄 本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p>	<p>27. 合意管轄 本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p>

以上